⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　見積活用方式の有無　有
⑻　見積活用方式以外の手続の有無　無
⑼　入札に関する一般的な質問に関しては、「調達に関するよくあるご質問」を参照すること。
（http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）
⑽　その他　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Hori Keiichi, Director General of Hokkaido Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be purchased : 78
⑶　Subject matter of the contract : Transportation and disposal of low-concentration PCB waste within the jurisdiction of the Kitahiroshima Operation office
⑷　Nature and quantity of the products to be purchased : 150 ton of low-concentration PCB waste
⑸　Fulfillment period : 870 days From the next day of the contract conclusion
⑹　Fulfillment place : As shown in the specifications
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
A　Not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
B　Not have received business stop measures in the area of Hokkaido Regional Head office
C　Not have any capital or personal relationship with those who participate in the bidding until the date when the successful bidder is determined after bidding and opening
D　Be able to submit the copy of the documents specified in following ① and ②
①　Certificate from the Minister of the Environment for detoxification treatment under Paragraph 1 of Article 15—4—4 of the Waste Management And Public Cleansing Law And the documents that can confirm the collection of transportation.
②　Permission from the prefectural governor for collection and transportation from the source of the waste and the municipality in which the disposal site is located.
However, it is not required if The existence of collection or transportation specified ① can be confirmed.
⑻　Time-Limit for submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 22, August, 2024
⑼　Time-Limit for the submission of tender : 4 : 00 P.M. 24, October, 2024
⑽　Contact point for the notice : Suzuki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Hokkaido Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited, 5—12—30, Oyachi-Nishi, Atsubetsu-ku, Sapporo City, Japan, 004—8512. TEL 011—896—5777

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年７月９日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　森島貴代治

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17
1　調達内容
⑴　品目分類番号　78
⑵　調達件名及び契約予定数量　東海北陸自動車道（４車線化）建設発生土処理業務
建設発生土の処理　重金属含有土　5.3万ｔ　酸性土0.5万ｔ
※契約予定数量は過去の土壌分析試験の結果に基づき算出した見込み数量であり、履行を保証するものではない。
※環境基準不適合土（重金属含有土・酸性土）の発生場所（以下「土壌発生場所」という。）から下記⑸の履行場所までの運搬は本業務の対象外である（当社が別に発注する工事の受注者が運搬を実施する）。
⑶　調達内容の特質等　仕様書による
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から1,800日間
⑸　履行場所　入札者が指定する環境基準不適合土の処理施設（入札者が処理施設とは別に受け入れ施設を設定する場合にはこれを含む。）
⑹　落札者の決定方法
①　入札書に記載された入札金額（下記②）に当社が算定する土壌発生場所からの土壌運搬金額（下記③）を加算した金額が、当社の設定する契約制限価格（処理費＋運搬費）の範囲内で最低価格である者を落札者とする。
②　入札書に記載された金額には、処理費のほか、入札者が処理施設とは別に受け入れ施設を設定する場合には、受け入れ施設から処理施設までの土壌の運搬費を含むものとする。
③　当社が算定する土壌運搬金額は、土壌発生場所から処理施設（入札者が処理施設とは別に受け入れ施設を設定する場合には受け入れ施設。以下、同じ。）までの往復の運搬金額であり、当該運搬金額及び算定上の運搬路については、競争参加資格確認結果通知にあわせて通知する。
④　落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者が直接くじを引くことができないときは、当該入札事務に関係のない当社の社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

2　競争参加資格
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和６年８月28日（水）までに以下の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の必要条件を満たすことの確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）
③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書の写し（その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）
※新型コロナウイルス感染症の影響により③が提出できない者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」の写しをもって代えることができるものとする。
④　会社の経歴を記載した書類
⑤　競争参加資格確認申請書
⑶　以下の許可要件に合致する土壌処理施設を単独、又は他者と共同して使用できる者であること。
環境基準不適合土の処理について、土壌汚染対策法第22条第１項の汚染土壌処理業の許可を受けた者、又は同条同項の汚染土壌処理業の許可を受けている処理施設を使用して土壌処理をすることが証明できる者。
なお、重金属含有土については、次に示す重金属を含む土壌をいう。酸性土については、次に示すpHの土壌をいう。
重金属含有土
・カドミウム（溶出）　0.003mg／Ｌ＜（土壌溶出量）≦0.09mg／Ｌ　（第二溶出基準）
・六価クロム（溶出）　0.05mg／Ｌ＜（土壌溶出量）≦1.5mg／Ｌ　（第二溶出基準）
・鉛（溶出）　0.01mg／Ｌ＜（土壌溶出量）≦0.3mg／Ｌ　（第二溶出基準）
・砒素（溶出）　0.01mg／Ｌ＜（土壌溶出量）≦0.3mg／Ｌ　（第二溶出基準）